

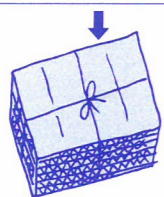
ごみは正しい区分で、収集日の朝出しましょう!

ごみの出し方

- 必ず当日朝8時まで、区内の決められた場所へ出して下さい。
- もやすごみ・資源ごみ・もやさないごみ・有害ごみにきちんと分けて出して下さい。
- 缶とびんは1つの袋に入れて出して下さい。
- ペットボトルと発泡スチロールトレイは1つの袋に入れて出して下さい。
- 生ごみは十分に水切りして出して下さい。また、生ごみ処理容器等設置事業補助制度をご利用下さい。
- ごみステーション(収集場所)は利用する人達で管理して下さい。
- 指定ごみ袋及び粗大ごみ処理シールは、市内の登録店(スーパー・コンビニ・商店・ホームセンター等)で販売しています。

雑紙(ざつがみ)の出し方

新聞・雑誌・ダンボール・紙パック以外の紙類もリサイクル可能なものがほとんどです。ヒモでしばるか、小さいものはまとめて、紙袋に入れてもかまいません。



リサイクルできる主な紙

お菓子やティッシュペーパー、その他商品の紙箱	○ビニールなどが付いているもの、窓付き封筒のフィルムなどは取り除いて下さい。
商品の包装紙	○住所・氏名・電話番号など、個人情報については、黒塗りするか切り取って下さい。
パンフレット類	○シュレッダー処理した場合は、紙袋に入れ、飛び散らないようにして出して下さい。
コピー用紙・案内文書	○つぶしたり、折ったりして適当な大きさにしてから、ヒモでしばるか紙袋に入れて下さい。
手紙・ハガキ など	



リサイクルできない主な紙

防水加工された紙	紙コップ・紙皿・カップ麺の紙容器・油紙など
カーボン紙 ノーカーボン紙	宅急便の複写伝票など
感熱紙	レシートなど
写真	印画紙の写真・インクジェット写真用紙など
その他	○使用済ティッシュペーパーやキッチンペーパー ○油などで汚れた紙 ○金属、木が付いた本の表紙などの複合素材

※直接搬入する場合は、(有)クリーンセンター(☎25-3329:菅田)・寅八産業(株)(☎25-6188:新谷)で受入れできます。

ごみ処理場へ直接搬入する場合

大洲市環境センター ☎26-1615

(大洲市八多喜町乙1263番地)
 ・搬入できるものは、可燃ごみに限ります。
 ・木製のタンス、机、いすなども搬入できますが、金具などは取り除いてください。
 ・大洲市指定ごみ袋での搬入は、無料です。

【搬入時間等】(祝日を含む)
 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後4時30分
 土曜日 午前8時30分～正午
 第1日曜日 午前8時30分～正午
 (1月1日～1月3日はお休みです。)
 ※第1日曜日が年始(1月1日から1月3日)の場合は、翌週の日曜日とします。

大洲市不燃物埋立地 ☎24-7053

(大洲市長谷30番地)
 ・搬入できるものは、ガラスくず
 陶磁器くず・金属くず・がれき類
 コンクリートくずのみです。
 ・有料です。

【搬入時間等】
 毎日 午前8時30分～午後4時30分
 (1月1日～1月3日はお休みです。)

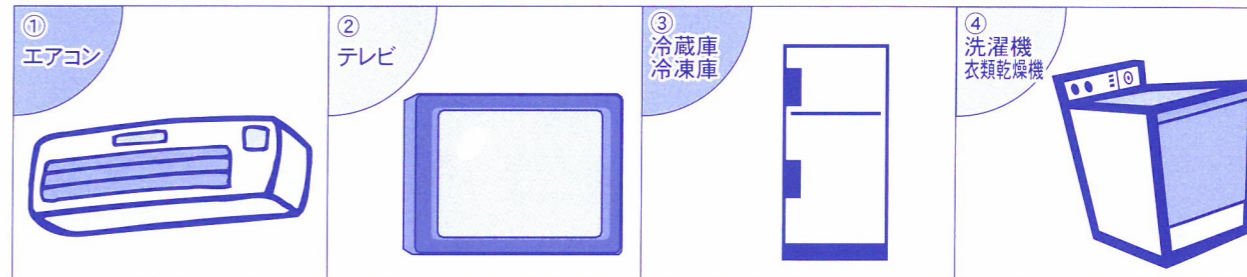
粗大ごみ収集日一覧

収集日	毎月第1火曜日	毎月第2火曜日	毎月第3火曜日	毎月第4火曜日	毎月第4金曜日
収集地域	肱南、肱北 (中村・常盤町)、 平野、南久米	久米、柳沢、新谷 三善、八多喜 上須戒	喜多(若宮・東若 宮・五郎・田口・ 東大洲)、平	菅田、大川 肱川、河辺	長浜

家電リサイクル法対象品の取扱い

家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)は、一般家庭や事業所から排出された特定の家電製品の有用な部品や材料をリサイクルして、廃棄物の発生抑制や、資源の有効利用を推進するための法律です。

【対象家電製品】



【対象家電製品(上記の4種類)の処理方法】

- 出し方① 新たに購入するお店に引き取ってもらう。
- 出し方② 過去に購入したお店に引き取ってもらう。
- 出し方③ 指定引取り場所に持ち込む。
 手順① メーカーと型番を確認した上で、郵便局で家電リサイクル券を購入する。
 手順② 家電リサイクル券に必要事項を記入し、廃棄する家電に貼る。
 手順③ 引取場所(西濃運輸(株) 大洲市阿蔵甲990番地 ☎24-4170)に持ち込む。
- 出し方④ 収集運搬業者に依頼する。
 自宅にて引き取りを希望する場合は、下記の業者に依頼してください。
 その際、リサイクル料金のほかに収集運搬料金が必要となります。

業者名	所在地	電話番号
有限会社クリーンセンター	大洲市菅田町菅田甲3051番地1	25-3329
肱北クリーナー有限公司	大洲市菅田町菅田丙572番地1	50-5558
有限会社宏伸産業	大洲市長浜町拓海1番地2	52-0053

3Rでごみの減量に取り組もう! ~ごみ減量のための3つのR~

Reduce(リデュース)
【ごみの発生を抑制する】
 ● 必要なだけ買う
 ● 詰め替え商品を選ぶ
 ● 長く使えるものを選ぶ

Reuse(リユース)
【くり返し使う】
 ● 誰かに譲る
 ● リターナブルびんの利用
 ● リユースショップの利用

Recycle(リサイクル)
【再資源化する】
 ● ごみの分別



■ごみ収集に関するお問い合わせは

本庁環境生活課
☎24-2111(代)

長浜支所
☎52-1113

肱川支所
☎34-2311

河辺支所
☎39-2111